

新庄最上定住自立圏の形成に関する  
協定の一部を変更する協定書

令和2年9月24日

新庄市 真室川町

新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と真室川町（以下「乙」という。）は、平成27年6月25日に締結した新庄最上定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の3中

「（2）図書の相互貸出

取組の内容	圏域内住民の教育力の向上のため、蔵書の確保及び充実を図るとともに、他市町村での図書の貸出ができる体制を整備する等、住民がより利用しやすい環境を整備する。
甲の役割	乙と連携し、図書館の蔵書の充実及び必要な設備の整備等に努め、圏域に在住、通勤又は通学をする者に図書の貸出を行う。
乙の役割	甲と連携し、図書館の蔵書の充実及び必要な設備の整備等に努め、圏域に在住、通勤又は通学をする者に図書の貸出を行う。

」を

削る。

別表第2の1中

「（2）空き家等の利活用

取組の内容	移住及び定住を促進するため、圏域内にある空き家等の情報の収集及び利活用に向けた空き家バンクの検討を行い、関連情報を発信する。
甲の役割	乙と連携し、空き家等の情報を収集するとともに、関係機関と調整し、空き家バンク等の制度構築に向けた検討を行う。
乙の役割	甲と連携し、空き家等の情報を収集するとともに、空き家バンク等の制度構築に向けた検討を行う。

（3）交流の促進

取組の内容	都市の若者を地域おこし協力隊として受け入れ、地域資源の発掘等の各種の地域協力活動に従事させながら、圏域への定住を図る。また、地域活性化を図るため、圏域内外住民との交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。

」を

「 (2) 交流の促進

取組の内容	都市の若者を地域おこし協力隊として受け入れ、地域資源の発掘等の各種の地域協力活動に従事させながら、圏域への定住を図る。また、地域活性化を図るため、圏域内外住民との交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月24日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山 尾 順 紀

乙 最上郡真室川町大字新町127番5

真室川町長 新 田 隆 治